

# 令和5年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者」 の募集について

公益社団法人東京労働基準協会連合会

## —安全優良職長に対する厚生労働大臣顕彰が実施されます—

一定の技能と経験を有し、担当する現場又は部署が優良な安全成績をあげた職長、班長等、労働者を直接指揮する者（以下「職長等」といいます。）を顕彰し、安全意識の高い職長等の企業内外における評価を高めるとともに、当該職長等を核とした労働者全体の安全意識の高揚を図り、もって我が国の産業の安全水準の向上を図ることを目的として、今年度も厚生労働大臣顕彰が実施されます。

当連合会は、建設業以外の産業における（以下「製造業等」といいます。）厚生労働大臣顕彰の一次審査団体として最大2名の候補者の方を推薦することができます。

以下の基準に該当される職長等がおられる事業場は、ぜひ応募していただきますようお願いいたします。

**注1：ご応募につきましては、当連合会、各支部、都内各地区労働基準協会の会員に限らせていただきます。**

**注2：建設業の事業主の皆様におかれましては、建設業労働災害防止協会都道府県支部等建設業関係団体に該当者の推薦をお願いします。**

職長等とは、各作業現場の監督者であって、作業現場において労働者を直接指揮監督する地位にあるものであり、その職務は、通常、仕事の段取り、機械設備の保全、職場規律の維持、部下の統率、安全衛生に関する指導、作業員の配置など様々なケースがあります。

これまでに顕彰された「職長等」の具体例として、

- ① 警備業では、警備隊の隊長
  - ② 一般貨物自動車運送業では、営業所の技能長
  - ③ 社会福祉施設では、介護部門の介護主任
  - ④ 港湾荷役業では、海運部の班長
  - ⑤ 林業では、伐木集材作業現場の現場総括責任者
  - ⑥ 自動車・同付属品製造業等では、製造部の工長
  - ⑦ セメント・同製品製造業では、生産課のグループリーダー
  - ⑧ 造船業では、修繕課の作業長
- 等がありました。

ご参考にしてください。

なお、女性の方の積極的な選出にご配慮願います。

## 顕彰基準について（抜粋）

顕彰は、原則として次に掲げる全ての事項に該当する者について行われます。

- 1 職長等としての実務経験が通算 10 年以上であり、現在も当該職務に就いていること。
- 2 被顕彰者が、職長等として担当した現場又は部署において、令和 5 年度の 9 月 30 日から遡って過去 5 年以上、休業 4 日以上の災害が発生していないこと。
- 3 職務に必要な資格（免許、技能講習及び特別教育）を有するとともに、能力向上教育等の各種安全衛生教育を十分に受講し、安全管理、作業指揮等の能力が優秀であると認められていること。
- 4 安全管理に関する部下の指導教育又は安全管理に関する知識・技能の普及や継承に積極的に活動していること。

## 《当連合会への応募について》

### 1 応募書類

下記要領をご確認の上、下記厚生労働省 HP の[顕彰候補者名簿入力フォーム](#)をダウンロードし作成してください。



### 2 応募先

[syokutyo@toukiren.or.jp](mailto:syokutyo@toukiren.or.jp)

担当：企画部

### 3 締め切り

当連合会への応募締め切りは[令和 5 年 8 月 25 日](#)

### 4 その他

推薦人数が 2 名までとなっておりますので、ご応募いただいた書類等をもとに当連合会で審査をさせていただき、推薦者として適切と判断された方を推薦いたしますので趣旨をご理解の上、ご応募いただければと存じます。

-注意点-

- ・ 応募書類については、Excel の状態でご提出をお願いいたします。
- ・ 資格等の写しについては pdf でご提出をお願いいたします。
- ・ 応募書類に記載漏れ及び不足があった場合は追加提出をお願いすることとし、応じていただけない場合は審査対象外とさせていただきます。

[製造業等における安全優良職長厚生労働大臣顕彰要領 000976889.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)



[こちらに応募推薦様式が掲載されています。\(厚生労働省 HP\)](#)

